

「フロン排出抑制法対策」のご案内

いまから始める！フロン排出抑制法対策
～フロン関連機器の点検義務化に賢く対応するポイント～

岩手県花巻市 株式会社小沢商店

平成27年4月に環境省により「フロン排出抑制法」が施行され、企業が保有するフロンガスを使用する機器に対して“簡易点検”（3ヶ月に一度）と“定期点検”（3年に一度）が義務化されました。

環境問題との関係

オゾン層破壊への影響

従来からある「特定フロン」はオゾン層破壊効果と高い温室効果を有し、オゾン層を破壊します。

地球温暖化への影響

「特定フロン」の代替として利用される「代替フロン」はオゾン層破壊効果はないものの、高い温室効果を有するため、地球温暖化に影響を与えます。

機器の使用時や廃棄時にフロンの漏れが起こっている事が多いのが判明した為、地球温暖化対策の為、国レベルで法律が施行され、それに対する企業での対策が急務です。

そ・こ・で・・・貴社で
以下の機器はお持ちではないでしょうか？

対象機器一例（＝第一種特定製品）



業務用エアコン



エアードライヤー (内蔵含む)



チラー/
オイルコン



スポット
エアコン



ウォータークーラー

様々なお客様から「フロンの点検はエアコンだけでしょ」と言われるのですが、点検が必要なのはエアコンだけではなく、冷やす装置が入っているもの（＝フロンを使う機器）全てが対象です。その全ての機器に対する簡易点検は3ヶ月に一度が義務です。また法律が施行されてあと少しで3年が経ちますが、7.5kw以上の機器は定期点検は必ず行う必要があります。（通常の点検とは別に「フロン排出抑制法に則った点検」が必須です。）

ご興味のある方は裏面へ↓

「フロン排出抑制法の対策」は国で義務化されております
(フロンガスを使用する機器に対して“簡易点検”と“定期点検”が義務化されました。)

施行されて3年を経ようとしている今、全国各地で行政の指導が入ってきております。
特にISO14001取得の企業の方は必須となってきております。

『でも、何から手をつけていいのかわからない・・・』とお困りの皆様へ

小沢商店で法律に則ったフルサポート(代行作業・業務)が可能です!

⇒ 貴社のコンプライアンス遵守、業務削減、コストダウンにお役に立つ事が可能です。
(管理担当者だけ決めて頂ければあとは小沢商店へ全てをお任せ下さい。)

小沢商店のご提供するオンリーワンのフロンガスを使用する機器点検代行業務の特徴

- ・ 貴社へ訪問してフロン機器のリストと配置図を作成致します。
- ・ エアコンはもちろん、それ以外のドライヤーやチラーなど全てのフロン機器も点検代行します。
(点検するフロン機器のメーカーは問いません。)
- ・ 3ヶ月に一度の簡易点検時にエアコンのフィルター清掃を致します。
- ・ フロン機器に不具合が起こった際には修理に伺います。(経費は部品代のみです。)
- ・ 点検整備記録簿など各種書類は全てクラウドで管理しており必要な時にデータを入手できます。
- ・ フロン機器廃棄時の行程管理や算定漏えい量の計算もサポート致します。

⇒ サポート体制は貴社のご希望やご予算に合った様々なプランをご提案致します。

弊社はこの業務をENV(一般社団法人冷媒総合管理センター)と組んで行っております
⇒ 「冷媒総合」で検索!

実際にサポートさせて頂く製造業の会社様が増えております。

ご興味のある方は資料を送付致しますので、お気軽にFAXをお願いします。

FAX 0198-24-9155

御社名

電話番号

ご住所

FAX番号

部署・役職

お名前

産業用機械・産業機器販売/メンテナンス/高圧ホース製造販売

“機械の無料相談窓口”

株式会社小沢商店

025-0074 岩手県花巻市坂本町3-4

問い合わせ先 TEL0198-23-4724 mitsuru@ozawatools.com (阿部 充)